

国道交第20-4号
令和5年6月23日

一般社団法人 日本建設業連合会
会長 宮本 洋一 様

国土交通省道路局長
(公印省略)

令和5年度「道路ふれあい月間」推進標語の決定について

「道路ふれあい月間」（8月1日～31日）にご協賛いただき、ありがとうございます。

また、令和5年度「道路ふれあい月間」推進標語の募集に当たっては、ご協力頂きありがとうございました。御陰様で今年度は全国から2,950作品ものご応募をいただきました。

これらの応募作品について、「令和5年度『道路ふれあい月間』推進標語審査懇談会」の三好礼子委員（エッセイスト、元国際ラリースト）、やすみりえ委員（川柳作家）、吉岡耀子委員（交通・環境ジャーナリスト）に選考いただき、最優秀賞3作品、優秀賞6作品を決定いたしましたので、別添のとおりお知らせいたします。

今後とも「道路ふれあい月間」の推進につきまして、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和5年6月23日
道路局 道路交通管理課

「気持ちいい 道路であいさつ にっこにこ」

～令和5年度「道路ふれあい月間」推進標語入選作品が決定しました～

令和5年度「道路ふれあい月間」推進標語の入選作品（最優秀賞3作品、優秀賞6作品の計9作品）が決定しました。

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の各種活動を推進しており、この一環として、令和5年度「道路ふれあい月間」の推進標語を広く一般から募集した結果、全国から2,950作品の応募がありました。

これらの応募作品について、「令和5年度『道路ふれあい月間』推進標語審査懇談会」の三好礼子委員（エッセイスト、元国際ラリースト）、やすみりえ委員（川柳作家）、吉岡耀子委員（交通・環境ジャーナリスト）の3名に選考いただき、[小学生の部][中学生の部][一般の部]の部門毎に、最優秀賞1作品と優秀賞2作品を決定しました。

入選作品の応募者には、「道路ふれあい月間」期間中に国土交通省から、賞状及び盾を贈呈いたします。

入選作品の標語は、令和5年度「道路ふれあい月間」の推進のため、幅広く活用する予定です。

※委員名は五十音順

問い合わせ先

国土交通省道路局道路交通管理課 神長、西川

電話 03-5253-8111（内線37-422、37-423）
03-5253-8482（直通）

令和5年度「道路ふれあい月間」推進標語入選作品

◆ 最優秀賞（3作品）◆

◎ 「小学生の部」

「気持ちいい 道路でいさつ にっこにこ」

ながぬま ゆうな
長沼 結那 さん (山梨県 昭和町立押原小学校)

「中学生の部」

「この道は みんなをつなぐ 赤い糸」

たなか ゆうき
田中 勇樹 さん (京都府 京都市立洛北中学校)

「一般の部」

「ゆずりあい ふわり優しさ 積もる道」

かわの のぶゆき
河野 喜幸 さん (東京都 世田谷区)

◎最優秀賞3作品のうち、委員が特に高評価をした「気持ちいい 道路でいさつ にっこにこ」を
今年度の代表標語とします。

◆ 優秀賞（6作品）◆

「小学生の部」

「安全な 道路がいいな ありがとう」

せりざわ らいと
芹澤 星斗 さん (静岡県 御殿場市立玉穂小学校)

「この道で 泣いておこって 喜んだ」

おさき るあ
尾崎 瑠亜 さん (鳥取県 岩美町立岩美北小学校)

「中学生の部」

「急いでる 待て待て待って 落ち着こう」

うちむら そら
内村 奏楽 さん (福岡県 糸島市立志摩中学校)

「道ゆずり 少し大人に 近づいた」

たにぐち
谷口 ちよ さん (兵庫県 神戸学院大学附属中学校)

「一般の部」

「みつけたよ この道 あの道 好きな道」

いちはら としゆき
市原 利行 さん (高知県 高知市)

「大丈夫 慌てず渡って いいからね」

かわい かほ
河合 花歩 さん (兵庫県 神戸学院大学附属高等学校)

【各委員からの総合選評】

《三好委員》



毎年、みなさんの作品を拝見するのが楽しみでなりません。「道路」というキーワードひとつでどこまでも広がる世界に、笑ったり共感したり考えさせられたり。今年も改めて言葉は生きているのだなあと強く感じました。代表標語の「にっこにこ」、優秀賞の「待て待て待って」など、生活からポーンと飛び出したような言葉たちは、標語を作る自由さを示してくれた気がします。全体に穏やかで優しくて相手を思いやるようなメッセージが多かったです。道で出会うもの、道の先にあるもの、それぞれの生きる道にも光がいっぱい当たりますようにという思いで選びましたが、読むだけで元気が出てくる標語たちが並びました。

《やすみ委員》



今年度も全国の皆さんから多数ご応募いただき、この標語募集への関心の高さを実感しました。道路にまつわるさまざまな思いを「標語」という形で伝えるために、日頃の風景を改めて見つめ直してくださった方も多いことでしょう。どの部門も、全体的に人とのふれ合いや感謝の気持ちを表した作品がたくさん寄せられた印象です。それは、長く続いたコロナ禍での生活を通して社会や人とのかかわりについて考えさせられる場面がいくつもあったことと関連しているのかも知れません。また「ゆずり合う」「急ぐ」「慌てずに」などの言葉もよく使われていた傾向を見受け、私たちの日常の中から今後どのような標語が生まれてくるのか、一層興味深くなりました。

《吉岡委員》



数多い作品が寄せられました。コロナ禍の長いトンネルを抜けて光が差しつつある中で作られたものもあったと思います。私たち審査委員も、活動再開後に道路を活気づける勢いや明るさへ気持ちが向いていました。

代表標語に選ばれた作品では、「にっこにこ」という子供らしい言葉が大人にもダイレクトに伝わってきます。内容も素直で、まるでニコちゃんマークが道路で子供達を見守っているような、そんな楽しいイメージが湧きます。

ここで選ばれた作品群が翌年への刺激となり、ゆくゆくは「道路」文化の一端を担うようになれば幸いです。

【各委員から最優秀賞作品へのコメント】

小学生の部 【気持ちいい 道路でいさつ にっこにこ】

やすみ委員 小学生の部は「通学路」で見たこと感じたことを標語にした作品が圧倒的に多く、低学年の可愛らしい言葉遣いや、高学年のしっかりととした表現などバラエティーに富んでいるのが特徴です。その中から、今年度は「気持ちいい 道路でいさつ にっこにこ」が最優秀賞に輝きました。

さらに、厳正な選考を経て今年度の代表標語に決定させて頂きました。素直な気持ちがそのまま標語になっていて、この言葉を受け取るこちら側まで「にっこにこ」な気分になる素敵なお標語だと思います。

中学生の部 【この道は みんなをつなぐ 赤い糸】

吉岡委員 応募された数多い標語から伸び盛りの生き生きした感性が伝わってきました。

最優秀賞の標語は「赤い糸」という視覚的な要素が印象的な作品で、自分が周りの人々とつながっているという安心感や広がり、その先の夢まで感じさせられます。優秀賞「急いでる…」は言葉づかいがリズミカルで、道路で弾む気持ちとその危険への戒めが的確に表現されています。

「道ゆずり…」は、中学生としての誇らしさでしょうか、道路でのマナーが生活への自信につながるのでしょう。

個性豊かな3作品、入選おめでとうございます。

一般の部 【ゆずりあい ふわり優しさ 積もる道】

三好委員 標語では多く詠まれる「ゆずりあい」ですが、それだけに実は難しいテーマ。大雪は道路にとってはやっかいなものです、「ふわりやさしさ」が積もるならば、どんなに楽しい世界でしょう。ゆずった時やゆづられた時に感じるあのふんわりした気持ちが、自然の情景と共に広がっていきます。自分のテーマ標語にしたいくらいテンポがよく道への愛が感じられる優秀賞の「みつけたよ…」の道も、きっとそんな素敵なものがたくさん積もっているのでしょうか。最優秀賞は冬だけにとどまらない不思議な季節感がありますが、どの標語も言葉の使い方がとても自然で驚かされます。優秀賞の「大丈夫…」の標語も、まるでその場にいるかのような臨場感があり、どこまでもやさしい気持ちになれます。道路と心は密接ですね。

国道交第19号
令和5年6月23日

各関係団体等ご担当者様

国土交通省道路局長
(公印省略)

令和5年度「道路ふれあい月間」の実施要綱について（一部改正）

標記については、「令和5年度「道路ふれあい月間」の実施について」（令和5年1月27日付国道交第62号道路局長通知）にて通知したところですが、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」へと移行したことを受け、同要綱を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和5年5月8日から適用することとしましたので通知致します。

貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知頂くようお願い致します。

【担当】

国土交通省道路局

道路交通管理課総務係（西川・永島）

03-5253-8482（直通）

新	旧
令和 <u>5</u> 年度「道路ふれあい月間」実施要綱	令和 <u>5</u> 年度「道路ふれあい月間」実施要綱
1 目的 道路ふれあい月間は、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の各種活動を特に推進することにより、道路を利用する国民に、道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識していただき、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくことを目的とする。	1 目的 道路ふれあい月間は、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の各種活動を特に推進することにより、道路を利用する国民に、道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識していただき、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくことを目的とする。
2 期間 令和 <u>5</u> 年8月1日（火）から8月31日（木）までの1か月間	2 期間 令和 <u>5</u> 年8月1日（火）から8月31日（木）までの1か月間
3 主催 国土交通省	3 主催 国土交通省
4 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 推進標語の表彰 推進標語を募集し、最優秀賞及び優秀賞を選定する。 (2) 功績表彰 国土交通大臣及び都道府県知事等は、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関し功績が特に顕著な民間の団体又は個人を表彰する。 (3) 各道路管理者の活動 <ul style="list-style-type: none"> ① 道路管理者は、道路を利用する国民の方々が道路の役割及び重要性を十分理解し、自主的かつ積極的に各種活動に参加できるように努めるものとする。そのため、地域住民や協賛団体の関係者等を構成員とする委員会等を設置して進めるなど、その意見・意向を把握し、できる限り地域住民等が主体となって、気候にも配慮して各地域の特性に応じた効果の高い活動が展開されるよう努めるものとする。 ② 道の駅やサービスエリアなど道路利用者が多く集まり、かつ、地域情報を発信できる場所の活用に努めるとともに、当月間に限らず年間を通じ、道路交通環境の向上等に効果のある活動となるよう配慮するものとする。 ③ 各種活動は、当月間の目的に照らし、効果的であって、かつ、必要性が認められるものとすることとし、内容や金額が過度なものとならないよう広報広聴経費の適正な執行に努めるものとする。 	4 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 推進標語の表彰 推進標語を募集し、最優秀賞及び優秀賞を選定する。 (2) 功績表彰 国土交通大臣及び都道府県知事等は、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関し功績が特に顕著な民間の団体又は個人を表彰する。 (3) 各道路管理者の活動 <ul style="list-style-type: none"> ① 道路管理者は、道路を利用する国民の方々が道路の役割及び重要性を十分理解し、自主的かつ積極的に各種活動に参加できるように努めるものとする。そのため、地域住民や協賛団体の関係者等を構成員とする委員会等を設置して進めるなど、その意見・意向を把握し、できる限り地域住民等が主体となって、気候にも配慮して各地域の特性に応じた効果の高い活動が展開されるよう努めるものとする。 ② <u>各種活動の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症への対策に関して適切な対応を行うものとする。</u> ③ 道の駅やサービスエリアなど道路利用者が多く集まり、かつ、地域情報を発信できる場所の活用に努めるとともに、当月間に限らず年間を通じ、道路交通環境の向上等に効果のある活動となるよう配慮するものとする。 ④ 各種活動は、当月間の目的に照らし、効果的であって、かつ、必要性が認められるものとすることとし、内容や金額が過度なものとならないよう広報広聴経費の適正な執行に努めるものとする。

令和5年度「道路ふれあい月間」実施要綱

1 目的

道路ふれあい月間は、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の各種活動を特に推進することにより、道路を利用する国民に、道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識していただき、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくことを目的とする。

2 期間

令和5年8月1日（火）から8月31日（木）までの1か月間

3 主催

国土交通省

4 実施内容

（1）推進標語の表彰

推進標語を募集し、最優秀賞及び優秀賞を選定する。

（2）功績表彰

国土交通大臣及び都道府県知事等は、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関し功績が特に顕著な民間の団体又は個人を表彰する。

（3）各道路管理者の活動

- ① 道路管理者は、道路を利用する国民の方々が道路の役割及び重要性を十分理解し、自主的かつ積極的に各種活動に参加できるように努めるものとする。そのため、地域住民や協賛団体の関係者等を構成員とする委員会等を設置して進めるなど、その意見・意向を把握し、できる限り地域住民等が主体となって、気候にも配慮して各地域の特性に応じた効果の高い活動が展開されるよう努めるものとする。
- ② 道の駅やサービスエリアなど道路利用者が多く集まり、かつ、地域情報を発信できる場所の活用に努めるとともに、当月間に限らず年間を通じ、道路交通環境の向上等に効果のある活動となるよう配慮するものとする。
- ③ 各種活動は、当月間の目的に照らし、効果的であって、かつ、必要性が認められるものとすることとし、内容や金額が過度なものとならないよう広報広聴経費の適正な執行に努めるものとする。